

## 取りまとめ後の報告書の取扱いについて

1. 懇談会参集者各位の発信力により、報告書に盛り込まれた内容を様々な場面で広く国民にPRしていただく。

(例) テレビ、新聞、雑誌等における話の素材としていただく。

2. 厚生労働省から様々な機会をとらえてPRするとともに、施策として実施できるものについては積極的に取り組む。

① 報告書の提言内容のうち施策として実施できるものについては、厚生労働省として積極的に取り組む。また政府を挙げて実施する必要があるものや、他省の所管に関わるものについては、経済財政諮問会議や社会保障国民会議のような政府全体の会議における発信機会も活用しながら関係省庁にも働きかける。

\* 例えば、既に4月23日(水)に開催された経済財政諮問会議において舛添大臣がプレゼンした「新雇用戦略」(案)では、「仕事と生活の調和の実現」に向けた今後3年間の取組のひとつとして「長期の教育訓練休暇を含むキャリア形成の取組への支援」が盛り込まれているところ。

② G8労働大臣会合(5月11日(日)~13日(火))において、報告書の内容を各国へ紹介する。

\* 舛添大臣がオープニングスピーチで言及予定。

③ 厚生労働省HPを通じた発信、『厚生労働白書』における活用、地方自治体や労使団体や関係業界を集めての会議での紹介等により、国民各層にPRする。

\* 以上は第7回懇談会に提出し、了承された資料について、時点修正等を加えたものである。